

情 報 提 供 日	2025 年（令和 7 年）3 月 14 日
問 い 合 わ せ 先	環境産業局環境室資源循環課
	TEL：918-5794（ダイヤルイン） 内線：7420 担当：岩倉・阿江

報道機関各位

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)における意見募集について

明石市では、循環型社会の実現を目指し、「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に、ごみ減量・再資源化の取組みを進めています。また、本市のごみ処理施設は、老朽化がすすんでおり、新ごみ処理施設の整備を予定していますが、建設費用を圧縮するため、可能な限りコンパクトな施設を計画しています。そのため、より一層のごみ減量・再資源化を推進する必要があります。

このたび明石市では、ごみの減量化を一層推進するため、単純指定ごみ袋を導入することに伴い、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)を作成いたしました。

つきましては、条例の一部改正(素案)について、下記の通り意見募集を行います。

記

1 意見募集(パブリックコメント)について

期 間： 令和7年3月19 日(水) ～ 令和7年4月18日(金)

閲覧場所： ①市ホームページ

②窓口

資源循環課(明石クリーンセンター 管理棟1階)

行政情報センター(市役所 1 階)

あかし総合窓口(パピオスあかし 6階)

各市民センター(大久保・魚住・二見)

提出方法： 住所、氏名、年齢を明記のうえ持参、郵送、FAX、メール、電子申請で提出
(4月 18 日必着)

※詳細は別紙「募集案内」のとおり

2 条例の一部改正(素案)の概要

別紙「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)について」のとおり

2025 年 3 月 19 日

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)への
意見募集(パブリックコメント)について
【募 集 案 内】

このたび、市は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、ごみの減量化を一層推進するため、単純指定ごみ袋を導入することに伴い、条例の一部改正(素案)を作成いたしました。ついては、条例の一部改正(素案)について幅広く市民の皆様の声を聞くため、意見募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1 募集内容

「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(素案)への意見

2 募集期間

2025年3月19日(水)～2025年4月18日(金)

3 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

4 資料の閲覧

◆配布資料

- ① 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)への意見募集(パブリックコメント)について
- ② 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)について
- ③ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例【現行】
- ④ (参考様式)ご意見提出用紙

◆閲覧場所

- ①市ホームページでの閲覧
市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

②窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

閲覧場所	閲覧可能時間
資源循環課(明石クリーンセンター 管理棟1階)	平日:8時30分～17時00分
行政情報センター(市役所本庁舎1階)	平日:8時55分～17時40分
あかし総合窓口(パピオスあかし6階)	平日:9時00分～20時00分 土日祝(第3日曜を除く) :9時00分～17時15分
各市民センター(大久保、魚住、二見)	平日:8時55分～17時15分

5 提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「ご意見募集様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス(なければ不要)」を記入し、以下の方法でご提出ください。

電子メール	sigen-j@city.akashi.lg.jp 宛に、ご意見募集用紙を添付の上、送信。
FAX	(078)918-5793 ※送信後、(078)918-5794 へ着信確認をお願いします。 (お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。)
郵送	〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131 明石市 環境産業局 環境室 資源循環課 パブリックコメント担当 宛 ※令和7年4月18日(金)必着でお願いします。
持参	明石市環境産業局環境室 資源循環課(明石クリーンセンター管理棟1階) 執務時間:平日 8時30分～17時00分
電子申請	https://logoform.jp/form/eHmi/930999  上記の二次元コードを読み取って、電子申請をお願いします。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

6 提出されたご意見の取り扱い

- ・電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話いただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

- ・「5 提出方法及び提出先」の各提出方法について、「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(素案)への意見であることを明記してください。
- ・提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

7 個人情報等について

- ・提出いただいたご意見の中で、氏名、住所、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第11条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先:明石市環境産業局環境室資源循環課

電話番号:(078)918-5794

FAX:(078)918-5793

メール:sigen-j@city.akashi.lg.jp

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（素案）について

1 はじめに

明石市では、循環型社会の実現を目指し、「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に、ごみ減量・再資源化の取組みを進めています。また、本市のごみ処理施設は、老朽化がすすんでおり、新ごみ処理施設の整備を予定していますが、建設費用を圧縮するため、可能な限りコンパクトな施設を計画しています。そのため、より一層のごみ減量・再資源化を推進する必要があります。

ごみの減量については、「一般廃棄物処理基本計画」において平成 30 年度のごみ処理量 95,546t/年を基準に、令和 13 年度のごみ処理量が 81,000t/年まで減量することを目標と定めています。

明石市のごみの減量の進捗としましては、これまで「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に様々な取組みを実施し、市民の皆様のご協力があって、上記の目標値(81,000t/年)に対し、令和5年度のごみ処理量は 86,845t/年(約 9.1%減)まで削減することができました。

しかし、ごみ減量の目標達成には更なる施策が必要不可欠であり、アンケートの実施による意識調査やごみの減量に関するワークショップでの意見交換を経て、大きな減量効果が期待される単純指定ごみ袋の導入を予定しています。

つきましては、条例改正の素案を作成いたしましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

2 明石市が導入を予定する単純指定ごみ袋について

(1) 単純指定ごみ袋と有料指定ごみ袋の違いについて

	単純指定ごみ袋	有料指定ごみ袋 (処理料金上乘せ)
デザインなど	市が指定	同左
収集可能な袋	指定ごみ袋のみ	同左
価格	ごみ袋代のみ (価格は市場価格)	ごみ袋代+ ごみ処理料金 (有料化)

明石市が導入を予定しているのは、単純指定ごみ袋です。

単純指定ごみ袋は、単にごみ袋の規格を市が指定し、ごみ処理費用を価格に上乗せしません。

市内のスーパー等で購入が可能で、価格も市場価格となりますので、透明や半透明のごみ袋と同等になります。

(2) 単純指定ごみ袋の種類について

施策案	現行
【燃やせるごみ】 ・<u>単純指定ごみ袋</u> ・大きさ(案):45ℓ、30ℓ、15ℓの3種 【燃やせないごみ・資源ごみ】 ・中の見える「<u>透明</u>」のポリ袋(市販品)に限定 ・大きさ(案):45ℓ、30ℓ、15ℓの3種	【燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ】 ・中の見える無色またはブルー系のポリ袋(市販品) ・大きさ:45ℓの1種のみ

単純指定ごみ袋については、市民の皆様の負担を考慮し、燃やせるごみのみの導入を予定しています。ただし、燃やせないごみと資源ごみについては、分別マナーの向上および収集作業の安全性を確保するため、市販品のごみ袋で中身がはっきり見える「透明」に限定いたします。

アンケート及びワークショップでもご意見の多かった袋の大きさについては、3種類程度(案:45ℓ、30ℓ、15ℓ)を検討しています。

なお、デザインについては、市民アンケートを実施し、市民の皆様に親しまれるデザインになるよう努めてまいります。

(3) スケジュール案

R6 年8月～10 月	ごみ減量に関する市民アンケート調査を実施 ごみを減らそうワークショップを実施(全9回)
R7 年 1 月	ごみ減量推進協議会にて報告協議
R7 年 2 月	環境審議会にて報告協議
R7 年 3 月	生活文化常任委員会報告
R7 年 3 月～4月	<u>条例の一部改正に伴う意見募集</u>
R7 年 6 月	6月議会 条例改正案提案
R7 年 7 月	単純指定ごみ袋市民説明会 単純指定ごみ袋デザインアンケート
R8 年 9 月	単純指定ごみ袋移行期間(6ヵ月)
R9 年 3 月	単純指定ごみ袋本格導入

3 条例の一部改正（素案）

（1）改正の趣旨

単純指定ごみ袋を導入することに伴い、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものです。

（2）改正の内容

家庭系一般廃棄物の処理（第7条関係）【項を新設】

改正案	現行
<u>市民は、市が一般廃棄物処理計画に従い行う家庭系一般廃棄物の収集に際し、家庭系一般廃棄物を排出するときは、市長が指定する袋に収納し、当該計画に定める方法に従わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	（新設）

4 参考（明石市ホームページ）

◆ 明石市の取組みについて

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/akashinotorikumi/akashinotorikumi.html

◆ ごみ減量に関する市民アンケート調査について

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/annke-to.html

◆ ごみを減らそうワークショップについて

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou/suishinin.html



【明石市の取組み】



【アンケート調査】



【ワークショップ】